

論点に関連する第171回国会における議論について

【論点2 関連】

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年3月18日

○大口委員（略）相談員の方々は、それこそ、相談者の心を開いて、そして問題の本質を聞き出す能力が必要ですし、また、事業者に対して説得したりあるいは指導したりするというので、事業者に対してもそういうことをやらなきゃいけない、身の危険を感じることもある。また、新しい悪徳商法だとか新しいサービスですとか商品、販売形態というのが出てきますので、自己研さんもやる。法律もどんどん変わっていますから、それにも追いついていかなきゃいけない。こういうことで、相談員の仕事というのは、非常に高度で専門性を要求されるわけでございます。

しかしながら、この相談員の方々は、非常勤の一年更新、中には三年や五年の雇いどめがあり、給与水準も低い、退職金もボーナスもないのが現状です。ちなみに、相談員の年収について、全国消費生活相談員協会の平成二十年五月の報告書によりますと、一カ月十七日以上勤務者の場合で、百五十万円から二百五十万円未満が七〇・八%、こういう状況になっているわけでございます。（略）

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年4月8日

○野田国務大臣（略）そもそも、相談員の方がそういうレベルが高い人たちだという認識が、まだこの消費者行政がちゃんと進んでいない中、なかったんじゃないかということで、今後はこういう消費者庁の今の委員会の審議とかさまざまな表になった審議の中で、多くの人たちが相談員の人たちの技術の専門性の高さというのをもっともっと評価していただきたいなというふうに思っています。

そんな中で、では、正規の職員として位置づけてほしいのかとか、フルタイムがいいのかとか、さまざまな意見があったことも確かです。そういう中で、私は、常勤、非常勤を問わないで、それぞれの相談員の人たちのニーズに応じた柔軟な就業形態と、それに見合う適切な待遇、処遇が必要なんだというふうに思っています。（略）

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年4月8日

○鳩山国務大臣（略）地方独自の制度である任期付短時間勤務職員制度、これは、職務内容が常勤職員と同等というふうにみなされる、ただ任期があるのと短時間だ、こういうことで、しかし、この制度では給料や手当の支給は可能でございます。

私は、消費生活相談員のイメージが私自身まだ完全に確立しておりませんが、この任期付短時間勤務職員という扱いで、給与やボーナスを支給するという方法は考えられるな、こういうふうに思っております。

■参議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年5月28日

○参考人（生水裕美君）（滋賀県野洲市市民部市民課市民生活相談室主査）（略）私のような現場の相談員に行政の中での権限を与えてほしいと思います。今は非常勤の相談員が圧倒的に多いんです。ほかの部署に声を掛けて担当者を集めて、相談者のために生活再建を話し合おうということをしようとしても、また県や国の行政に連絡して動いてもらうようにすることは、非常勤の相談員では事務分担上できないんです。連携のコーディネーター役、これができないんです。問題の発見、解決のために連携することが非常に重要な中で、役所の中で権限がないことが最大の問題だと思います。（略）

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年4月8日

○枝野議員 国家公務員とするといいますか、消費者権利院のもとにしっかりと位置づけて、権利官の権限を代行するというような立場にすることによって、相談、あっせんに対する実質的な効果、力は大きくなるだろうというふうに思っておりますが、やはり最優先なのは、相談員の皆さんの処遇、待遇、あるいは配置というところについて、現行の厳しい地方財政の状況のもとで現実的にこれを引き上げていくためには、国が財政的な負担をして、地方にしっかりと配置をし、待遇を引き上げなきゃいけないということでございます。

先ほど来お話が出ておりますように、そのことがきちっと担保される、つまり法定受託でもいいでしょうし、あるいは国で基準をつくって、それに見合った人件費を用途限定で直接地方自治体に交付をするというやり方であっても、それがきちっと担保されるのであれば、私たちが国家公務員とした趣旨は大部分かなえられると思っております（略）

【論点3 関連】

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年4月8日

(派遣委員の兵庫県における意見聴取に関する記録(平成21年4月6日)から)

○清水巖君(九州大学大学院法学研究院教授)(略)国家公務員か地方公務員かは別としまして、正規職員化しなければ、いわゆる嘱託等の立場ですと、常に、都道府県の条例によって嘱託にはこれ以上の待遇はできないんだ、自分たちは相談員の方の能力とか立場はよくわかるけれども、できないといったようなことをたびたび言われながら、そのまま今日まで来ておりますので、基本的には正規職員化する方向で考えていただきたい。(略)

■参議院・消費者問題に関する特別委員会公聴会 平成21年5月12日

○公述人(佐藤加奈江君)(長崎市消費者センター消費生活相談員)(略)数年前から、管理職、正職員の方々が相談員の待遇を改善しようと市役所内部で頑張ってくださった結果、長崎市の相談員には、条例で定める特別職非常勤職員の上限金額いっぱいの二十一万五千元、税込み年収二百五十八万円が支払われています。もう上限に達しているので、これ以上、上がることは望めません。財政難のため正職員の給料もカットしているので、非常勤職員の報酬は、今後下がることはあっても上がることはあり得ません。(略)

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年4月8日

(派遣委員の兵庫県における意見聴取に関する記録(平成21年4月6日)から)

○生水裕美君(略)野洲市では、既に相談員一人を正規職員にして、嘱託職員の報酬も二割増額しまして、単価を嘱託の最高レベルにした、最高額といっても、業務内容に比べれば低いんですよ。これ以上嘱託に置いて特定職種だけを抜き出して改善するのは難しいと。ほかの職種との均等がある、全体の嘱託の底上げからしなくてはいけないだと。(略)

■参議院・消費者問題に関する特別委員会公聴会 平成21年5月12日

○公述人(三村光代君)(社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会最高顧問)(略)その上に一つ統一した資格をつくっていただくことで、今は本当に権限が全くないので、警察に頼んでも、警察ですらもうそれは民事不介入だとかいって何にもしてくれないという中で、相談員がどれだけ苦勞して苦情処理に当たっているかというのを理解していただければ、やっぱり弁護士さんのような、そこまできなくても一つ責任の持てる資格というのをつくっていただくことが重要ですし、消費者庁ができれば消費者庁の手足にもなれる資格になるんじゃないかというふうに思いますので、難しいと思いますけれど、でも三つの資格は資格で生かしておいていいと思います。(略)

■参議院・消費者問題に関する特別委員会公聴会 平成21年5月12日

○徳永久志君 (略) 消費生活アドバイザー、そして消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員、この三つの資格それぞれ違う団体がそれぞれ認定をしているという状況を一本にまとめて、国家資格として認定をして、それでもってそういうあっせんに当たると、そういう相手側からの威嚇に対しても十分に対応できるかとは推察をするんです
(略)

【論点4 関連】

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年4月2日

○吉井委員 (略)ただ、法律や制度で、これは人件費に使えない、この補助金が人件費に使えないということは、今度の補助金ですね、それはいいですね。「自治事務と法定受託事務について」「自治事務と経費負担について」という文書がありますけれども、「例えば、介護保険の介護給付及び予防給付は自治事務だが、その実施に要する経費は、地方財政法第十条により国が負担すべき」であると。「地方分権推進委員会勧告を受けて閣議決定された「地方分権推進計画」でも、経費負担と事務の分類は直接連動するものではない」、こういうふうになっていますね。

実際、スクールカウンセラーの配置というのは、これは国費で支援体制を充実しているわけでありまして、人件費に係る補助金、交付金を交付しているものは、このほかにも、都道府県農業会議会議員手当等負担金もあれば、婦人相談所に係る婦人保護事業費の負担金もそうだし、それから植物防疫事業、麻薬取締員費等交付金その他あるわけですね。だから、国は、人件費に係る補助金、交付金についてでも示しておりますが、自治事務であっても人件費を出している例はあるわけです。

ですから、補助金が人件費に使えない理由というのは、実際には法律や制度上はないわけですから、大臣は、自治事務だから人件費には使えないという趣旨のことを今も答弁されましたが、結局、それは大臣の政策判断によって使わない、使えないということにしている (略)

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年4月2日

○吉井委員 地財法十条で言う婦人関係の、例えばドメスティック・バイオレンスにかかわるもの、一時的に出すこともあれば、十六条にかかわる、例えばスクールカウンセラーなどのように継続的に出すというものもあるわけで、ですから、これは自治法上も、制度、仕組みの上では別に問題ないわけですね。

ですから、そういう点では、大臣が何か地方自治事務だから人件費には使えないというふうにしているとすると、やはりそれは大臣の政策的判断によるものということと言わざるを得ないと思うんです。だから、自治事務であってもそういう出している例があるわけですから、やはりその立場でもっと柔軟に考えていくということが必要だと思います。(略)

■参議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年4月23日

○国務大臣（野田聖子君）　そもそも、今回の政府の地方支援策というのは、平成十年の五月に閣議決定されています地方分権推進計画、ここに、地方公共団体の事務として定着しているものや人件費補助については一般財源化等を進めるという政府の方針の下で政府全体として決定してありますので、それに準じて進めてきたものであります。

ですから、地方消費者行政活性化基金、これにつきましては、地方公共団体が消費生活相談というサービスを継続的に実施するために必要な経常的な経費としての相談員の人件費そのものは対象にしておりません。そして、相談員の養成、レベルアップなどを対象とする一方、消費者行政に係る地方交付税措置を大幅に拡充することで相談員の処遇改善等を支援するというふうにしたところです。

しかし、相談員の人件費の国の支援につきましては、御承知のように、衆議院においても大変活発な議論をいただきました。与野党間での合意がございまして、集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に基金の支援対象を拡充するということになったところでございます。また、同じく、その合意におきましては、これから三年程度の集中育成・強化期間の後の国による支援の在り方については、工程表も含めて消費者委員会で検討を行うということにされました。消費者庁設置法案に対する修正案の附則におきましても、所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとするというふうに行われているところでございます。（略）

■衆議院・消費者問題に関する特別委員会 平成21年4月8日

○野田国務大臣　（略）そういうP I O—N E Tの役割にかんがみて、現在、P I O—N E Tの設置に係る経費は国が手当てをしております。そして、国民生活センターより地方公共団体に対して同端末を無償で貸与している一方で、苦情相談情報の同端末への入力については地方自治体で手当てをしていただいているわけです。

その際、P I O—N E Tシステムへの苦情相談情報の入力については相談業務と一体として行われていることから、入力に係る相談員の報酬そのものについては支援の対象とはしてありませんが、国においては消費者行政に係る地方交付税措置を拡充することとしておりまして、これを踏まえて、地方公共団体では適切に予算措置をしていただきたいと思います。